

# 公正取引委員会 NEWS

＜令和8年2月号＞



公正取引委員会シンボルマーク

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウオッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。

また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。

全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

## 公正取引委員会事務総局 北海道事務所

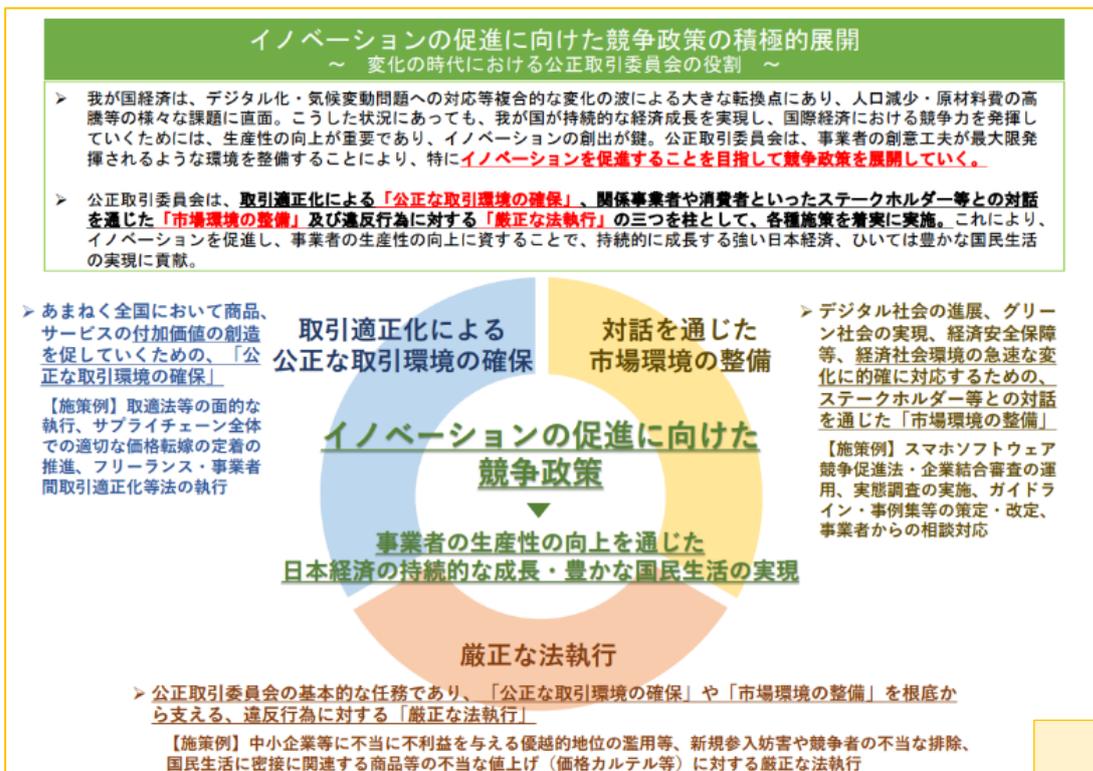
※ 本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。  
現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。  
つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。  
詳細は7頁を御覧ください。



# I 最近のトピック①

## イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開

当委員会の紹介ページに「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」が追加されました。



全文は[こちら](#)。



## 「下請法」は「<sup>とりてきほう</sup>取適法」に！



特設サイトは[こちら](#)。



## 労務費転嫁指針 改正

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費転嫁指針」といいます。)を策定・公表しているところ、令和7年12月26日、「労務費の適切な転嫁に向けた取り組み事例」等を追加するとともに下請法が取適法に改められることなどを踏まえて、改正を行いました。

改正後の労務費転嫁指針は[こちら](#)。



## I 最近のトピック④

### 道内最大級の公務員のお仕事説明会に参加！

道内33機関が参加する、北海道内最大級のお仕事説明会（「HOKKAIDO PUBLIC NEXT 2026」）に参加しました。

当委員会をはじめとした国の機関のほかに、裁判所、北海道庁、札幌市役所も参加するイベントで、公務員を目指す学生を中心に幅広い方々にお越しいただきました。

当事務所もマスコットキャラクターのどっきんとオットリー長官を携えてブースを開設し、公正取引委員会の役割や北海道事務所で経験できる仕事を参加者にお伝えしました。



今月、当委員会ホームページ上で新しい採用パンフレットや内定者の声が掲載されましたので、周囲で公務員を目指す方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介いただけますと幸いです！

採用情報は[こちら](#)から。



採用パンフレット



内定者の声（総合職）



内定者の声（一般職）

# (株)長登屋に対する勧告について

### とっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑ 今回の事件は長登屋が  
「**代金の減額**」を行った事件だよ！



☑ 事件の特徴は…

① 自社が販売する菓子等について、  
**商品の希望小売価格や仕入金額に一定率を乗じた額を、  
代金から差し引いて**いたんだよ！

② 典型的な違反行為である減額が長年に渡って慣習として続いていた  
ものだよ！

☑ メッセージ

委託事業者の皆さん！  
発注時に定めた代金を全額支払っているか**自主点検**をしてね！  
取適法（下請法）違反が見つかった場合には、直ちに改善するとともに、公正取引委員会に**自発的申出**をしてね！



### 株式会社長登屋に対する勧告（概要）



(株)長登屋 (発注者)

#### ● 製造委託の内容

自社が販売する菓子等の製造を委託



#### ● 違反行為の概要（代金の減額）

株式会社長登屋は、令和6年9月から令和7年9月までの間、  
受注者13名に対し、代金の額から**約5400万円を減額**（※1）した。

（内訳）値引A（※2）：約500万円（8名）  
値引B（※3）：約4900万円（13名）

受注者（13名）

- ※1 下請法では受注者に責任がないのに、発注時に定められた代金から一定額を減じて支払うことを禁止している。
- ※2 商品の希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額を代金から差し引くもの。
- ※3 商品の仕入金額に一定率を乗じて得た金額を代金から差し引くもの。

#### 公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
  - ・ 上記の減額が下請法の規定に違反するものであること
  - ・ 今後、中小受託事業者（※4）に責任がないのに、製造委託等代金（※4）の減額を行わないこと
- 取適法（※4）の遵守体制を整備すること など

（※4）下請法は、令和7年改正により「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法）となった（令和8年1月1日施行）。

取適法では次のように用語が変更されている。

- ・ 「下請代金」 → 「製造委託等代金」
- ・ 「親事業者」 → 「委託事業者」
- ・ 「下請事業者」 → 「中小受託事業者」

報道発表資料は[こちら](#)。



### Ⅲ 御案内①

## 今年度もたくさんご利用いただきました！

公正取引委員会が職員を講師として派遣する「独占禁止法教室」について、本年度、道内では、16回の授業を行いました！

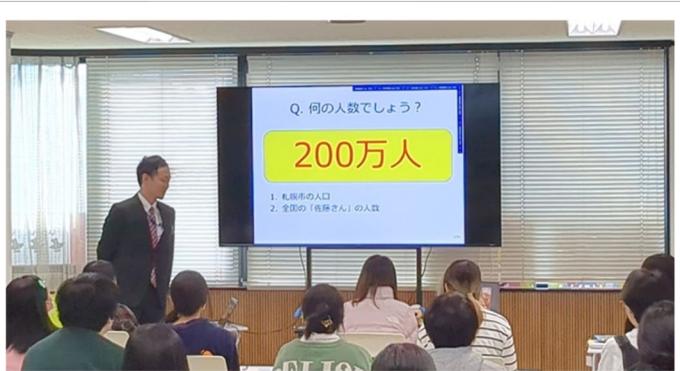
(令和8年2月13日時点)

フリーランスとしての社会的活躍が予想される専門学校生を対象に、フリーランス法の説明を中心とする「独占禁止法 feat.フリーランス法」も始まりました！👁️(既に5校で実施！！)

開催実績は[こちら](#)。



専門学生を対象とした  
独占禁止法教室 feat. フリーランス法の様子



中・高生向けでは、競争を体験する  
シミュレーションゲームを実施することも！



大学生向けでは、授業内容を学校様の御要望に合わせ決定。  
スマホ新法を中心にした講義なども行いました。



### Ⅲ 御案内①続き

御利用をお待ちしています！

#### 👉 独占禁止法教室の概要 👈

## 独占禁止法教室 を開催しませんか

中高生向け  
出前授業

独占禁止法は身近な法律です

市場において事業者は、自らの創意工夫によって、消費者に選ばれるような商品を提供しようと競争をしています。その結果、様々な商品が市場に並ぶことになり、消費者は多くの商品の中からより自分の欲しい商品を選ぶことができます。カルテルや談合を取り締まり「競争」を守る「独占禁止法」（独禁法）は、実は私たちにとって身近な法律なのです。

市場経済の仕組みを学ぶ**社会科**の時間に  
消費者教育として**家庭科**の時間に  
国家公務員のお仕事を知る**進路活動**の時間に

### 授業内容

#### シミュレーションゲーム

お店グループと消費者グループに分かれ、お店はより多くの消費者を獲得するために、価格とサービスで競争をします。ゲームを通じ、「競争の必要性」「競争による消費者のメリット」を体験します。

#### 独禁法と公取委

事件調査を経験した職員が、実際に起きた独禁法違反事例を紹介。違反行為によって消費者が受けるデメリットを学習し、独禁法の意義と公取委の役割を知ります。

公取委職員が  
やさしく、  
分かりやすく  
説明します！

オットリー長官 とっくん  
公正取引委員会マスコットキャラクター

#### キャリア教育

講師は公正取引委員会で実務経験を積んだ国家公務員です。国家公務員の業務内容を知ること、進路活動・キャリア形成のヒントを得ることができます。

#### 令和6年度開催実績(全国)

高等学校 46校 | 中学校 50校

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## Q&A

費用はかかりますか？  
いいえ！講師謝金、交通費等の費用は一切不要です。

開催時期や開催形式は決まっていますか？  
開催時期は、先方のご希望に沿って決めます！  
開催形式は、1クラスごとはもちろん、複数のクラスが体育館で合同開催する形式等、柔軟に対応いたします。

独占禁止法は難しいですか？  
授業は市場経済の仕組みを学ぶことから始め、「市場で競争が起きていること」の重要性にフォーカスを当てながら進み、シミュレーションゲームやクイズをとおして分かりやすく、主体的に学べるようなプログラムを用意しています。  
事前学習や予備知識が無くても、初めから分かりやすく学ぶことができます。

### 受講者のみなさまの声

生徒：簡単なゲームで自分事に考えることができてわかりやすかった。

生徒：ただスライドを見るのではなくクイズだったりも交えていたので楽しく参加することができました。

生徒：市場経済では競争がないと消費者の利益がうしなわれてしまったりするということがわかりました。

先生：ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。

### 開催までの流れ

富田 お問い合わせ → 開催時期の相談 → 授業内容の相談 → 前日 打ち合わせ → 開催

ご相談はこちらまで。お気軽にお問い合わせください。

公正取引委員会事務局 北海道事務所 総務課  
TEL : 011-231-6300 [月～金 9:00-17:00]  
Mail : hkdsoumu0416@iftc.go.jp

学生を対象とした独占禁止法教室のほか、消費者向けの「消費者セミナー」の開催なども承っております。

講師派遣や講習会のお知らせは[こちら](#)。



気になるものがありましたら、お気軽に各ページ記載の連絡先まで御連絡ください。

### Ⅲ 御案内②

## 公取北海道 NEWS はメールマガジンへ！

これまで冊子でお届けしていた情報を令和8年度よりメールマガジン形式で配信します。(メール配信に完全移行！)

全国的なお知らせは定期的なまとめ配信、当事務所のホットなトピックはリアルタイムにお届けできるようなメールマガジンを目指し、準備中です。

忙しい合間でもサッと確認でき、深く知りたい情報は当委員会HPでじっくり。より便利でより活気あふれる広報を目指してアップデートしていきます。

👉👉 引き続き、配信登録をお願いします 👉👉

### 公取北海道 NEWS ページ



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH    サイト内検索

ホーム 公正取引委員会 報道発表 独占禁止法 下請法(取適法) フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 相談・申告・情報提供  
について 広報活動 競争促進法 (競争政策研究センター) ・手続等窓口

ホーム > 地方事務所 > 北海道事務所 > 公取北海道NEWS

### 公取北海道NEWS

北海道事務所では、定期的に「公取北海道NEWS」(旧：公取委北海道事務所通信)を発行し、公正取引委員会についての最新情報をメールでお知らせしていますので、是非メールアドレスを御登録ください。  
※冊子の発行は、令和8年3月末を持って終了いたします。また、新たに御登録される方につきましては、冊子の発行希望は原則承っておりません。

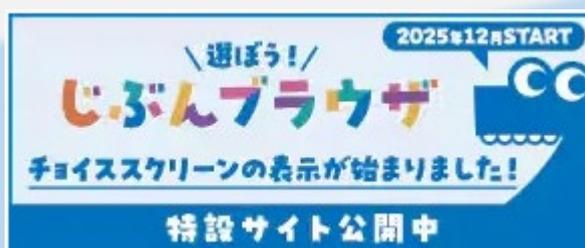
最新号

最新号

【配信先メールアドレス登録方法】  
「hkdsoumu0416-〇-jftc.go.jp」(「-〇-」を@に置き換えてください。)に「(所属\_氏名) 公取北海道NEWS配信先の登録」というタイトルで空メールを御送付ください。  
当方からの登録完了メールをもって、御登録完了となります。  
※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

配信先の御登録方法はこちら！

本誌は4月よりメールマガジンになります！（詳細は7ページ）  
どなたでも登録いただけますので、リニューアルを機にぜひご登録ください！



スマホ新法の施行に合わせてスクリーンチョイスの特設サイトやPR動画（YouTube）が公開されています！

👉 公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！ 👉

X  
@jftc



f  
JapanFTC



YouTube  
JFTCchannel



(旧：🐦)

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係  
電話：011-231-6300（代表）  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎